

宮崎市緑のまちづくり条例（平成14年12月13日条例第45号）

改正 平成17年12月20日条例第203号

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 緑地の保全（第7条 第18条）
- 第3章 郷土の名木（第19条 第23条）
- 第4章 緑化の推進（第24条 第29条）
- 第5章 宮崎市緑の審議会（第30条）
- 第6章 市民活動の支援（第31条 第33条）
- 第7章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における緑の保全、緑化の推進等について、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明確にするとともに、緑のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑 緑地並びに公共又は民間の施設に植栽されている樹木等及び建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）、壁面、屋上等に植栽されている樹木等をいう。
- (3) 土地所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

（基本理念）

第3条 緑のまちづくりは、次に掲げる基本理念を踏まえ、本市の恵まれた自然環境を活かした緑豊かな都市づくりを市、市民及び事業者が一体となって推進する。

- (1) 雄大な大淀川を中心とした豊かな自然、観光都市としての緑の造形等、先人達が情熱を注ぎ創り上げてきた貴重な財産である緑を後世に確実に引き継ぐ。
- (2) 新たな緑の公共的空間の確保を図ることにより、美しいまちづくりを推進する。
- (3) 心に安らぎとゆとりを与え、まちに潤いをもたらす緑の重要性を認識し、生活の中に緑を感じ、緑との共生を通じ、市民一人一人が真に豊かさを実感できるようなまちづくりを推進する。

(市の責務)

第4条 市は、緑の保全及び緑化の推進(以下「緑化推進等」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら緑化に努めるとともに、市が実施する緑化推進等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、緑化について必要な措置を講じるとともに、市が実施する緑化推進等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 緑地の保全

(保全地区の指定)

第7条 市長は、良好な自然景観を形成している緑地で、市民の保健休養又は良好な都市景観の形成のために保全することが必要であると認める区域(都市計画区域内にあって規則で定める規模以上のものに限る。)を緑の保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

(指定の手續)

第8条 市長は、前条の規定による指定(以下この章において「指定」という。)をしようとするときは、当該指定に係る土地所有者等の同意を得るとともに、宮崎市緑の審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該地区内に指定した旨を示す標識を設置するものとする。

3 指定は、前項の規定による告示があった日から効力を生じる。

(指定の変更等)

第9条 前条第1項から第3項までの規定は、指定の変更及び解除について準用する。

(行為の制限)

第10条 保全地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築

- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保全地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、当該保全地区が指定された際に既に着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。

(行為の着手の制限)

第11条 前条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

2 市長は、前条第1項の規定による届出に係る行為の内容が規則で定める基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(協議及び勧告)

第12条 市長は、第10条第1項各号に掲げる行為の内容が前条第2項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するよう必要な措置を講じることについて同条第1項に規定する期間内に届出者と協議するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議をしても、なお前条第2項の基準に適合する見込みがないと認めるときは、当該基準に適合するよう必要な措置を講じるべきことを届出者に勧告することができる。

(措置命令等)

第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反した者又は前条の規定による協議若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が困難である場合にこれに代わる必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、宮崎市緑の審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第14条 市長は、前条第1項の規定による命令に従わない者について、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

(土地の買取りの申出)

第15条 保全地区内の土地の所有者で規則で定めるものは、当該土地の買取りを希望するときは、市長にその旨を申し出ることができる。

(土地の買入れ)

第16条 市長は、保全地区内の土地について、前条の規定による申出があったときその他保全地区内の緑の保全を効果的に推進するため特に必要があると認めるときは、当該土地を買い入れることができる。

2 前項の規定による土地の買入れは、時価によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により土地を買い入れようとするときは、宮崎市緑の審議会の意見を聴くものとする。

(保全協定の締結)

第17条 市長は、保全地区の土地所有者等との間において、緑の保全協定(以下「保全協定」という。)を締結することができる。

2 保全協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 保全協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)

(2) 協定区域内における行為の制限その他協定区域内の緑の保全に関する事項

(3) 保全協定の有効期間

(4) 保全協定に違反した場合の措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(土地所有者等の義務)

第18条 保全協定を締結した土地所有者等は、当該保全協定を遵守するとともに、協定区域内の緑の保全に努めなければならない。

2 保全協定を締結した土地所有者等は、協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 郷土の名木

(名木の指定)

第19条 市長は、良好な自然環境を維持するため必要があると認める樹木で規則で定める基準に該当するものを郷土の名木(以下「名木」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定(以下この章において「指定」という。)をしようとするときは、樹木の所有者の同意を得るとともに、宮崎市緑の審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、指定をしたときは、その旨を名木の所有者に通知するものとする。

4 市長は、指定をしたときは、別に定めるところにより、その旨を表示する標識を設置するものとする。

(所有者の責務等)

第20条 名木の所有者は、当該名木が郷土にとって貴重なものであることを自覚し、枯損の防止等その保存に努めなければならない。

2 市民は、名木が大切に保存されるよう協力しなければならない。

(報告)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、名木の所有者に対し、名木の状況等について報告を求めることができる。

2 名木の所有者は、名木について事故があったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(変更届)

第22条 名木の所有者が変更したときは、新たな所有者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第23条 市長は、名木が第19条第1項の基準を満たさなくなったとき又は指定の理由が消滅したときは、その指定を解除するものとする。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、指定を解除することができる。

3 名木の所有者は、市長に対し、前項の規定による解除の申請をすることができる。

4 第19条第3項の規定は、指定の解除について準用する。

第4章 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第24条 市は、市が設置し、又は管理する公園、道路、河川、住宅、学校、庁舎等の建築物等及びその敷地について、別に定める基準により、緑化の推進を図るものとする。

2 市長は、国、他の地方公共団体が設置し、又は管理する建築物等及びその敷地について、前項の基準に準じて緑化の推進を図るよう求めることができる。

(民間施設の緑化)

第25条 市民及び事業者は、その住居、事務所、事業所その他これらに類する建築物等及びその敷地について、緑化の推進に努めなければならない。

(緑化計画)

第26条 建築行為、開発行為その他の行為で規則で定めるものを行おうとする者は、規則で定めるところにより、緑化に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

2 前項の計画は、別に定める基準に適合するものでなければならない。

3 第1項の行為をした者は、緑化が完了したときは、その旨を遅滞なく市長に報告しなければならない。

4 第1項の行為をした者は、その緑の適切な維持管理に努めなければならない。
(花と緑の市街地)

第27条 市長は、市街化区域内にあって、良好な都市景観の創出及び緑化を集中的に推進することが必要であると認める区域を花と緑の市街地として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、宮崎市緑の審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、花と緑の市街地において、重点的に緑化の推進に努めるものとする。

4 第2項の規定は、指定の変更及び解除について準用する。

(花の週間)

第28条 市長は、市民及び事業者の間に広く花のまちづくりについての関心と理解を深めるため、花の週間を設けるものとする。

(花と緑の協定)

第29条 市長は、花と緑の豊かなまちづくりを推進するため、一定区域内の土地所有者等との間において、当該区域内の緑化推進等に必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

第5章 宮崎市緑の審議会

(審議会)

第30条 緑化推進等に関する事項及びこの条例によりその権限に属する事項を調査し、及び審議するため、宮崎市緑の審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市民団体の構成員、関係行政機関の職員及び市民のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第6章 市民活動の支援

(市民参加の促進等)

第31条 市長は、市民及び市民団体による緑を通じた地域の交流や活性化を図るための施策の充実に努めるものとする。

2 市は、学校における緑を通じた環境教育及び体験学習の充実に努めるものとする。

(支援)

第32条 市長は、市民の緑化活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援をすることができる。

(表彰)

第33条 市長は、緑化推進等について功績のあった個人、団体、事業者等を表彰することができる。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(宮崎市郷土の名木条例の廃止)

2 宮崎市郷土の名木条例(昭和48年条例第21号。以下「名木条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 第10条及び第26条の規定は、この条例の施行の日以後に行う行為から適用する。

4 名木条例第4条第1項の規定により指定された郷土の名木は、第19条第1項の規定により指定された郷土の名木とみなす。

(佐土原町の編入に伴う経過措置)

5 佐土原町の編入の際現に佐土原町ふるさとの名木条例(平成元年佐土原町条例第29号)第4条の規定により指定されているふるさとの名木のうち、樹林の存する区域にあってはこの条例の第7条の規定により指定された緑の保全地区と、古木、巨木及び名木にあってはこの条例の第19条第1項の規定により指定された郷土の名木とみなす。

附 則(平成17年12月20日条例第203号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。